

静岡市社会福祉法人等指導監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）その他関係法令等に基づき、静岡市が社会福祉法人、社会福祉施設等（以下これらを「社会福祉法人等」という。）に対し実施する指導監査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指導監査の対象及び根拠法令等)

第2条 この要綱による指導監査の対象となる社会福祉法人等（以下「監査対象法人等」という。）及び根拠法令等は、別表のとおりとする。

(指導監査の種類及び内容)

第3条 指導監査は、一般監査（別表第3欄に掲げる関係通知（以下「関係通知」という。）に規定する一般監査及び一般指導監査をいう。以下同じ。）及び特別監査（関係通知に規定する特別監査及び特別指導監査をいう。以下同じ。）に区分することとし、関係通知に基づき実施する。

2 一般監査は、第6条に規定する指導監査実施計画書（以下「実施計画書」という。）に基づいて行う監査とし、形態は、実地監査及び書面監査とする。

3 実地監査は、監査対象法人等の事務所において行う監査方法とする。ただし、監査対象法人等が多数である等の理由により実地監査を行うことが困難であると市長が認めるときは、あらかじめ指定した場所に書類等の携行を求めて行う方法によることができる。

4 書面監査は、監査対象法人等から提出された監査資料に基づいて行う監査方法とする。

5 特別監査は、関係通知に基づき、必要に応じて実施する。

(一般監査の実施の周期)

第4条 一般監査の実施の周期は、関係通知に基づき毎年度見直すこととし、実施計画書で定める。

(実施方針の策定)

第5条 一般監査の実施に当たって、保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課監査指導担当課長及びこども未来局幼児教育・保育支援課長（同課が所管する事務に限る。）（以下「課長等」という。）は、毎年度当初に当該年度の一般監査の主眼事項及び着眼点を定めた実施方針を策定するものとする。

(実施計画)

第6条 一般監査の実施に当たって、課長等は、毎年度当初に前条の実施方針及び次に掲げる事項を記載した指導監査実施計画書を作成し、保健福祉長寿局健康福祉部長及びこ

ども未来局次長（こども未来局幼児教育・保育支援課が所管する事務に限る。）（以下「部長等」という。）に提出するものとする。

- (1) 対象とする社会福祉法人等
- (2) 実施方法
- (3) 実施時期

（指導監査班の編成）

第7条 指導監査は、保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課及びこども未来局幼児教育・保育支援課（同課が所管する事務に限る。）（以下「福祉総務課等」という。）の職員2人以上で編成する指導監査班により行うものとし、その職員のうち1人は、原則として副主幹以上の職にあるものとする。

（監査の実施方法）

第8条 実地監査は、原則として次の方法で行う。

- (1) 課長等は、監査日の2週間前までに対象となる監査対象法人等に対し、監査の期日、監査を行う職員の職及び氏名その他監査の実施に関し必要な事項を文書により通知し、当該監査期日の1週間前までに監査に必要な資料の提出を求めるものとする。
- (2) 当該実地監査を行う職員は、当該監査対象法人等から提出された前号の資料及び前回の指導監査の指摘事項を十分に分析・検討し、あらかじめ問題点の所在を把握しておくものとする。
- (3) 当該実地監査を行う職員は、提出された指導監査の資料及び関係書類により当該監査対象法人等の理事長、理事、監事その他職員（以下「関係者」という。）から運営状況等について説明を求め、実施計画書及び関係通知に基づき監査する。
- (4) 実地監査を行う職員は、実地監査の終了後、当該監査対象法人等の関係者の出席を求め、指導監査の結果について講評を行うものとする。
- (5) 講評に当たって、当該職員のみで判断することが困難であると認めるときは、後日、検討の上、別途必要な助言又は指導を行うものとする。

2 書面監査は、原則として次の方法で行う。

- (1) 課長等は、対象となる監査対象法人等に対し、書面監査を行う旨、監査を行う職員の職及び氏名その他監査の実施に関し必要な事項を文書により通知し、あらかじめ定めた期日までに監査に必要な資料の提出を求めるものとする。
- (2) 当該書面監査を行う職員は、当該監査対象法人等から提出された前号の資料及び関係書類により、実施計画書及び関係通知に基づき監査する。

3 特別監査は、福祉総務課等及び関係各課で十分な協議を行い、その都度、個別に定めた方法により行う。

(復命)

第9条 指導監査を行った職員は、指導監査終了後、速やかにその結果について復命書により課長等に報告するものとする。

(指摘及び改善の確認)

第10条 指導監査の結果に基づいて行う監査対象法人等への指導は、以下のとおり実施する。

(1) 法令又は通知等の違反が認められる場合

ア 違反が認められる事項については、原則として、改善のための必要な措置（以下「改善措置」という。）をとるべき旨を文書により指導（文書指摘）する。この場合において、改善措置の具体的な内容について、概ね1月の期限を付して監査対象法人等から文書で報告をさせ、市長が必要と認める場合には、監査対象法人等における改善状況の確認のため、実地において調査を行うことができる。

イ 違反の程度が軽微である場合又は違反についてアの指導を行わずとも改善が見込まれる場合は、口頭により指導（口頭指摘）することができる。

(2) 法令又は通知等の違反が認められない場合

法人運営に資するものと考えられる事項についての助言を行うことができる。

(指摘事項の改善状況の報告)

第11条 指導監査を行った職員は、前条第1項第1号アの規定に基づく指摘について同号アの規定に基づく改善状況の報告があったときは、課長等に報告するものとする。

2 市長は、前条第1項第1号アの指摘に対し、改善がなされず、又は改善される見込みがないと認める場合は、必要な措置を講じるものとする。

(指導監査実施結果の報告)

第12条 課長等は、指導監査の実施結果を当該年度の指導監査終了後遅滞なく部長等に報告するものとする。

(指導監査実施結果等の公表)

第13条 市長は、別に定めるところにより指導監査の実施結果、第10条第1項第1号アの規定により改善措置をとるべき旨を文書により指導して、改善措置の具体的な内容について文書で報告を求めた事項及び当該事項についての改善状況について、公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(静岡市社会福祉法人指導監査要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 静岡市社会福祉法人指導監査要綱(平成15年4月2日施行)

(2) 静岡市社会福祉施設等指導監査要綱(平成15年4月2日施行)

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条・3条関係） 監査対象法人等及び根拠法令等

監査対象法人等	指導監査の 根拠法令	関係通知
社会福祉法第22条に規定する「社会福祉法人」	社会福祉法第56条	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知） ・「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日付け雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）
社会福祉法第128条第1号イに規定する「社会福祉連携推進法人」	社会福祉法第144条	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会福祉連携推進法人指導監査実施要綱の制定について」（令和4年12月26日付け社援発1226第5号 厚生労働省社会・援護局長通知）
生活保護法第38条第1項第1号に規定する「救護施設」	生活保護法第44条	<ul style="list-style-type: none"> ・「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」（平成12年10月25日付け社援第2395号 厚生省社会・援護局長通知） ・「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日付け雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護

		局長、厚生労働省老健局長連名通知)
児童福祉法第6条の3第23項に規定する「乳児等通園支援事業」並びに児童福祉法第7条第1項に規定する「乳児院」「母子生活支援施設」「児童養護施設」「障害児入所施設」「保育所」及び「幼保連携型認定こども園」並びに児童福祉法第24条第2項に規定する「家庭的保育事業」、「小規模保育事業」、「居宅訪問型保育事業」及び「事業所内保育事業」	児童福祉法第34条の17、第46条及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の指導監査について」(令和7年11月28日付けこ成保第633号 こども家庭庁成育局長通知) ・「児童福祉行政指導監査の実施について」(平成12年4月25日付け児発第471号 厚生省児童家庭局長通知) ・「障害者支援施設等に係る指導監査について」(平成19年4月26日付け障発第0426003号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) ・「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について」(平成27年12月7日付け府子本第373号、27文科初第1136号、雇児発1207第1号 内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知) ・「児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について」(平成27年12月24日付け雇児発1224第2号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) ・「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(平成13年7月23日付け雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知)
老人福祉法第5	老人福祉法第	・「老人福祉施設に係る指導監査について」(令和

<p>条の3に規定する「養護老人ホーム」、「特別養護老人ホーム」及び「軽費老人ホーム」</p>	<p>18条及び社会福祉法第70条</p>	<p>3年11月15日付け老発1115第4号 厚生労働省老健局長通知)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(平成13年7月23日付け雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知)
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する「障害者支援施設」</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第85条及び社会福祉法第70条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者支援施設等に係る指導監査について」(平成19年4月26日付け障発第0426003号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) ・「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(平成13年7月23日付け雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知)